

あすなるサポートステーション

代表 前川 礼彦

((福)白十字会林間学校)



児童養護施設等退所児童等の社会的自立および安定就労を支援するための拠点として本年7月に開設(県委託事業)。

〈連絡先〉 ☎0466-54-8917 E-mail shonan.asunaro@gmail.com

〈開所日〉 火・木曜日(午前10時~午後5時)、土曜日(午後2時~8時)

相談は事前予約制、無料

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

児童養護施設等退所後の生活を支える「あすなるサポートステーション」を開設して

本年7月に県の委託事業として、児童養護施設等退所者の社会生活を支える相談所「あすなるサポートステーション」(以下、「ステーション」)を藤沢市辻堂に開設しました。対象は県所管(政令市を除く)の児童養護施設等退所者で、おおむね15歳から23歳までの青少年です。

ステーションでは施設退所者が社会で孤立しないよう、居場所事業(サロン)を行うほか、施設退所前の自立支援講座や退所後のさまざまな相談に応じ、必要に応じて自宅等の訪問も行います。また児童養護施設に「あすなるサポーター」と称する自立支援担当窓口を置き、ステーションと協働して施設の退所後支援(アフターケア)の充実も図ります。

近年、各自治体で行われる児童養護施設等退所者実態調査では、退所者は生活全般の不安や将来についての悩みが最も多く、孤独感・孤立感を感じながら生活し、「生活・仕事・対人関係など、相談全般の窓口が欲しい」と要望していることが明らかになっています。

地域の中には、彼らが気軽に相談できる社会資源はほとんどなく、生活費を賄うために住み込みや寮など居住先を優先した就職先を選択し、職場になじみず短期間で離職をすると、同時に居住先も失い、困難な生活環境に陥る例も少なくありません。施設を退所した青年たちは、生活が崩れたとしても立て直しが出来る場がなく、失敗が許されない環境下で生きていかざるを得ない現状です。

これまで施設退所後の支援(アフターケア)は施設職員の個人的な労力で対応しているのが実情で、支援には限界がありました。こうした実態を改善するため、施設を退所した後の生活を支える社会資源ができたことは大きな前進であり、青年期の生活を支える制度が拡充していく契機になることを望みます。

将来的には施設退所者だけでなく、里親や児童相談所でかかわる青少年や、地域から求められる相談所として展開していきたいと思っています。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成26年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

補償金額(保険金額)

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金		1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円 (限度額)	5億円 (限度額)	

年間保険料

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
天災タイプ* (基本タイプ+地震・噴火・津波)		460円	690円

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索

*天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをした。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

● お申込み、詳しい内容のお問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社
TEL: 03(3593)6245

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

(NK13-80727 平成26年2月12日作成)